

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第3号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） <u>経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数（当該年数に常時勤務することを要しない者としての勤務期間又は休職その他の事由により勤務しなかった期間が含まれる場合にあっては、常時勤務することを要する者との勤務時間の差又は休職その他の事由により勤務しなかった期間がなかったとした場合との差を考慮して、人事委員会が別に定める年数とし、換算方法については、人事委員会が別に定める。）をいう。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける<u>資格取得後に</u>医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。</p> <p>エ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあつては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後にこれらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、医師若しくは歯科医師の免許又は免許を受ける資格取得後医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。</p> <p>エ 医療職給料表（2）の適用を受ける職員のうち、薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を必要とする職にある者にあつては、それぞれの免許又は免許を受ける資格取得後これらの免許を必要とする職務に従事した年数からその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年</p>

数調整表に減ずる年数（以下「調整年数」という。）が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員においては、次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれに定める年数から調整年数を差し引きした年数をいう。

(ア) 助産師 助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(イ) 看護師 看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師養成所に入所していた年数並びに看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に助産師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(ウ) 准看護師 准看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師養成所に入所していた年数

カ 略

(5)~(9) 略

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

略

備考

1 略

調整表に減ずる年数（以下「調整年数」という。）が定められている者については、その年数を差し引きした年数をいう。

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員においては、准看護師、看護師若しくは助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後准看護師、看護師又は助産師の職務に従事した年数（看護師又は看護師免許を有する助産師については、准看護師の職務に従事した年数、看護師の資格取得後において助産師養成所に入所した者については、その年数をそれぞれ含む。）から調整年数を差し引きした年数をいう。

(ア) 助産師 助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号の規定に該当した者で助産師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(イ) 看護師 看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び助産師養成所に入所していた年数並びに看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得前に助産師又は准看護師の職務に従事した年数（准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となったものにあつては、当該年数から3年を減じた年数）

(ウ) 准看護師 准看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師、看護師又は准看護師の職務に従事した年数及び看護師の免許又は当該免許を受ける資格取得後に助産師養成所に入所していた年数

カ 略

(5)~(9) 略

別表第3（第2条関係）

経験年数換算表

略

備考

1 略

2 略

3 略

別表第11(第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

略

備考 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許欄の学歴免許の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。

2 換算は、同一換算率の経歴の期間を合算した期間について、月を単位として計算し、1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げるものとする。

3 略

4 非常勤としての勤務時間については、常勤の勤務時間及び勤務日数等との差を考慮して、換算率を人事委員会が別に定める。

5 略

別表第11(第3条の2関係)

医療職給料表(3)初任給基準表

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(号給の調整)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員として在職している者の号給について、施行日に新たに職員となる者との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。